

愛媛県食品衛生協会会長表彰及び感謝状贈呈候補者 選考基準

H30.5.11 改正

ほう賞区分	選 考 基 準	基準日
<p style="text-align: center;">表 彰</p> <p style="text-align: center;">食品衛生 功労者</p>	<p>食品衛生の普及向上、食品衛生行政に対する協力、業界の育成等に顕著な功績があった者で、次に該当し、過去に同一事由で会長表彰を受けたことのないもの</p> <p>1 食品関係業者では、次の各号に該当する者</p> <p>(1) 基準日現在における年齢が満 40 歳以上である者</p> <p>(2) 基準日現在において、協会若しくは地区食品衛生協会の役員又は食品衛生指導員としての活動期間が 3 年以上である者</p> <p>(3) 食品営業賠償共済又はあんしんフード君に加入している者</p> <p>(4) 月刊「食と健康」を購読している者</p> <p>(5) 過去に地区食品衛生協会長の表彰を受けて 1 年以上を経過している者</p> <p>(6) 過去 5 年間に於いて食品衛生法に違反して行政処分(愛媛県食品衛生法関係不利益処分要領 4 に基づく不利益処分をいう。)を受けたことがない者</p> <p>2 食品関係営業従業員等では、基準日現在において年齢が満 45 歳以上及び食品衛生指導員としての活動期間が 5 年以上の者で、過去に地区食品衛生協会会長表彰を受けて 1 年以上経過しているもの</p> <p>3 協会又は地区食品衛生協会の職員では、基準日現在において年齢が満 50 歳以上及び在職期間が 15 年以上である者</p>	<p>表彰年度の 4 月 1 日</p>
<p style="text-align: center;">感 謝 状</p> <p style="text-align: center;">食品衛生 指導員退 任者</p>	<p>食品業者の自主的衛生管理の確立に特に顕著な功績があった者で、次の各項目に該当するもの。ただし、日食協会会長感謝状の被贈呈者として推薦される者を除く。</p> <p>1 食品衛生指導員を退任して満 1 年を経過していない者</p> <p>2 食品衛生指導員の委嘱期間が通算 5 年以上の者</p> <p>3 同一事由で会長感謝状の贈呈を受けたことのない者</p>	<p>表彰年度の 4 月 1 日</p>

ほう賞区分	選考基準	基準日
表彰	<p>施設が特に優秀であり、他の模範とすべきものであって、次の各項目に該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 過去1年の監視成績の平均点が85点以上であるもの 2 対象施設において営業が開始されてから3年以上経過しているもの。ただし、食品衛生に係る施設の一部が改築されたものであるときは、改築完了後の施設において1年以上営業が行われているものであること。 3 施設の改善に対する熱心な意欲があるもの 4 施設の衛生管理が優秀であるもの 5 従業員の健康状態が優良で、衛生知識が徹底し、しつけがいき届いているもの 6 食品営業賠償共済若しくはあんしんフード君又は食品営業賠償共済の対人補償金額以上の食品賠償責任保険に加入しているもの 7 月刊「食と健康」を購読しているもの 8 過去に地区食品衛生協会長表彰を受けて1年以上経過しているもの。ただし、地区食品衛生協会長表彰を受けた営業者の施設が移転した場合は、前記表彰を受けたものとみなす。 	<p>表彰年度の 9月1日</p>